

特定非営利活動法人 下関明るい社会づくり運動推進協議会 定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人下関明るい社会づくり運動推進協議会という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を山口県下関市貴船町三丁目4番1号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、下関市民に対して、当法人単独もしくは市民活動諸団体等との連携・協力により、まちづくりの推進、環境の保全、国際協力、男女共同参画社会の形成の促進、子どもの健全育成等に係る事業を行い、豊かな下関づくりに寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① まちづくりの推進を図る事業
 - ② 環境の保全を図る事業
 - ③ 国際協力の事業
 - ④ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
 - ⑤ 子どもの健全育成を図る事業
 - ⑥ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の事業

第3章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会し事業に参加する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（抛出金品の不返還）

既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を会長とし、1人を副会長とする。
- 3 この法人に顧問を若干名置くことができる。

第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 会長は、理事会の承認を経て顧問を委嘱することができる。

第15条（職務）

会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。会長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 5 顧問は、全ての会議に出席し、本法人の事業に関して意見を述べることができる。

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総

会が集結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当する至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条（報酬等）

役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第20条（職員）

この法人に、事務局長その他職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、運営会員をもって構成する。

第23条（権能）

総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任又は解任、職務
- (4) 会費の額
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 解散及び合併
- (8) 解散時の残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

第24条（開催）

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 運営会員総数の10分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

総会は、第24条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から4

0日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した運営会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、運営会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第32条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

第34条（招集）

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 部会

第39条（設置）

この法人を円滑、積極的に推進し、事業の成果を上げるために部会を設置することができる。

第40条（設置経緯）

部会の設置は、理事会で審議議決の上、会長の承認を経て設置される。

第41条（任用）

部会長は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第42条（職務）

部会長は、部会の目的をよく把握し、その業務を総理する。

- 2 部会の組織形態、その運営その他部会に関わる一切は、部会長に一任される。
- 3 部会長は、理事会の要請があった場合、部会活動について理事会に報告しなければならない。
- 4 部会長は、理事会開催前に、部会に関する審議事項をあらかじめ事務局に報告し、理事会の審議事項として提出することができる。

第8章 資産

第43条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第44条（資産の管理）

この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 会計

第45条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第46条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第47条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第48条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第49条（予算の追加及び更生）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

第50条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第51条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第52条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散及び合併

第53条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

第54条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の自由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の自由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第55条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第56条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

第11章 公告の方法

第57条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第12章 雑則

第58条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

この定款は、総会の議決の日（平成29年7月7日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|------|------|
| 会長 | 江島 潔 |
| 会長代行 | 竹中恒彦 |
| 副会長 | 伊藤 博 |
| 理事 | 石原幸成 |
| 理事 | 田中哲裕 |
| 理事 | 梅 昇 |
| 理事 | 樋口賢治 |
| 理事 | 木挽正次 |
| 監事 | 西 勲 |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年5月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、設立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 運営会員
- | | | | |
|-------|-----|----|---------------|
| ①個人会員 | 年会費 | 1□ | 5,000円(1□以上) |
| ②団体会員 | 年会費 | 1□ | 10,000円(1□以上) |
- (2) 賛助会員
- | | | | |
|-------|-----|----|--------------|
| ①個人会員 | 年会費 | 1□ | 1,000円(1□以上) |
| ②団体会員 | 年会費 | 1□ | 5,000円(1□以上) |